

一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて
～「宮津市廃棄物減量等推進審議会」報告～

1. 目 的

○市民が快適に生活できる基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行う必要がある。
○こうした中、人口減少や公共下水道等の整備・普及によるし尿処理量の減少という時代の変化に対応し、将来にわたり安定した行政サービス(し尿処理)を提供するため、「宮津市第2期行財政運営指針」に基づき、一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて、「宮津市廃棄物減量等推進審議会」で審議をいただいているところ。

2. 経過と報告 [一般廃棄物(し尿)処理手数料に係る審議会の開催]

(1) 「宮津市廃棄物減量等推進審議会」の開催

ア 令和4年度

・全体会4回 (6/6,9/30,11/18,1/24) ・し尿手数料検討部会2回(11/10,12/20)

イ 令和5年度

審議会	年月日	議 事
全体会	R5.7.7	・令和4年度の審議経過 ・一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて
	R5.10下旬 (予定)	・一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しの答申について 答申案の検討及び確認
し尿手数料 検討部会	R5.7.25	・一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しの検討
	R5.9.6	・一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しの答申について 答申案の検討

(2) 審議会(令和5年度し尿手数料検討部会)での主な意見

ア 一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて

■前回の見直しから10年以上経過し、社会情勢の変化や本市の人口減少、し尿処理人口の減少等を背景に、行政サービスであるし尿処理事業の提供に係るコストも変化している中、し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供できるよう一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しはやむを得ない。

(ア) 一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定率

○前回の見直しから10年以上経過しており、し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応を適切に行うこと。

○し尿処理施設管理運営経費に係る受益者負担のあり方については、市が提供する公共サービスの受益者負担の見直しに係る統一的な考え方を踏まえた上で、生活排水処理(公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理)に係る収支バランスを考慮した改定率とすること。

○一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しにあたり、手数料が激変し市民生活に大きく影響することが無いよう配慮すること。

(イ) 一般廃棄物(し尿)処理手数料の料金体系及び区分

○極少量のし尿汲み取りは、作業効率が低下し、経費の増嵩に繋がることから、現在の従量料金制に最低料金を設けること。なお、その料金の設定については、生活弱者に配慮すること。

○仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、1現場当たりの収集量も少なく、1回1現場の収集の場合もあるため、経費相当分の新たな手数料区分を設けること。

イ その他の付帯意見

(ア) 一般廃棄物(し尿)処理に関する審議

○時代の変化に対応し、行政サービスであるし尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、概ね3～5年ごとに一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る審議を行われたい。

なお、次期の審議については、公共下水道使用料金の見直しと一体的に検討されたい。

(イ) 水洗化の推進(合併処理浄化槽の設置)

○水洗化(合併処理浄化槽の設置)の普及・促進について、生活の快適性に加え、空き家活用の視点も踏まえ、引き続き、高齢者世帯への排水設備整備支援や浄化槽設置支援など、必要な施策に取り組むとともに、より一層の制度周知を図られたい。

3. 今後の予定

○令和5年10月下旬に開催予定の「宮津市廃棄物減量等推進審議会」(全体会)により、答申内容を検討・確認する。

○令和5年11月上旬に「宮津市廃棄物減量等推進審議会」からの答申を受け、一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る判断とともに、条例(宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例)改正の提案を検討する。